

令和 8 年 1 月 2 8 日 宣告

令和 7 年（わ）第 2 3 2 号

主 文

被告人を懲役 1 4 年に処する。

未決勾留日数中 1 5 0 日をその刑に算入する。

理 由

（犯行に至る経緯）

被告人は、平成 1 4 年に A と婚姻し、生活を共にしていたが、当初から性交渉を拒絶され、平成 3 0 年頃には A の不貞行為が発覚し、令和元年に被告人が卵巣がんになり患った際の非協力的な態度や、がんの原因がかつて受けた不妊治療にあると考えたことなどもあいまって A に対する強い不満を募らせていた中、さらに、令和 2 年以降、A が風俗店経営の傍ら不貞行為を繰り返しているとの疑念から不満を一層強め、互いに警察に相談するほどの諍いも増えた。

令和 6 年 1 2 月 5 日、前月から行方をくらませていた A が帰宅したため、被告人は、A を追及するべくスマートフォンの通信内容を確認しようとして、そのパスワードを教えるよう言ったところ、被告人を軽んじた態度で拒否されたことで怒りがこみ上げ、その日は就寝したものの、同月 6 日午前 7 時頃、同様の態度でパスワードを教えるのを拒否されたため、A の殺害を決意した。

（罪となるべき事実）

被告人は、令和 6 年 1 2 月 6 日午前 7 時 4 0 分頃、水戸市 a b 丁目 c 番 d 号 e ハイツ f 号被告人方において、A（当時 5 4 歳）に対し、殺意をもって、その頸部、胸部、背部等を両手に持った包丁 2 本（刃体の長さ約 2 0 . 5 センチメートル及び約 2 1 . 7 センチメートル）で多数回突き刺すなどし、よって、同日午前 8 時 3 2 分頃、同市 g h 丁目 i 番 j 号所在の B 病院において、同人を全身の刺切創による外傷性ショックにより死亡させて殺害した。

（証拠の標目）記載省略

(法令の適用)記載省略

(量刑の理由)

被告人は、刃体の長さ20センチメートルを超える新品の出刃包丁と柳刃包丁を両手に持ち、背を向けて寝ているAの頸部を切り付け、外へ逃げ出そうとするAの背中を多数回突き刺し、扉の隙間から助けを呼ぶAの体をつかんで引き戻した上、さらに胸腹部等を多数回突き刺しており、無抵抗なAに対して一方的かつ執拗に行われた残忍な犯行である。Aの傷は、上半身を中心に144箇所にも及び、臓器や肋骨を損傷する相当程度の深さの刺創が多数存在することからも、非常に強固な殺意に基づくものといえる。使用した包丁は、犯行の数か月前にAへの怒りが高じた際に購入したもので、被告人が怒りを抑えられなくなった場合に備えて保管していたことなどに照らすと、全くの突発的な犯行ともいえない。

Aが死亡した結果が重大であることはもとより、執拗な攻撃によりAが感じた痛みや恐怖心もはかりしれない。

被告人は、鬱積したAへの種々の不満が限界に達して犯行に及んでいるところ、Aが性生活を制約されてきた被告人のつらさに理解を示さない一方で、自らは自由に性を謳歌していると捉え、そのことが許せないという強い思いがうかがわれる。被告人が性生活や家庭を顧みないAの態度に不満を抱いたこと自体は理解できる面もあるものの、夫婦関係の悪化についてはAのみの責めに帰することはできず、他の取り得る手段を選択することなく他責的な思考でAに対する怒りを増幅させて殺害にまで至ったという動機や経緯を大きく酌むことはできない。

以上の犯情によれば、本件は同種事案（殺人の単独犯で刃物類を用いたもののうち、動機が男女関係（DVを除く）又はその他の家族関係、被害者の立場が配偶者（内縁を含む）、処断罪と同一又は同種の罪の件数が1件）の中で、重い方の部類に属する。

その上で、被告人が事実を認めるとともに、命は奪うべきではなかったと反省の弁を述べていること、反省悔悟に基づくものではなく自ずと限度はあるものの、自

首が成立すること、相談相手となる友人がいることなどの事情も考慮し、被告人を主文の刑に処するのが相当であると判断した。

(検察官の求刑 懲役15年、弁護人の科刑意見 懲役6年)

令和8年1月29日

水戸地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 家 入 美 香

裁判官 君 塚 知 弥 子

裁判官 福 岡 歳 朗